

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 9 日現在

機関番号：11301

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2011～2013

課題番号：23520009

研究課題名(和文) 脳神経科学に基づく人格概念の自然化とその刑法学的意義

研究課題名(英文) Naturalization of the concept of person based on neuroscientific evidence, and its significance in criminal law

研究代表者

原 塑 (Hara, Saku)

東北大学・文学研究科・准教授

研究者番号：70463891

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円、(間接経費) 990,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は神経哲学において議論されてきた自然主義的な人格概念を幅広く調査し、その刑法学的意義を明らかにすることである。予備調査後、本格的に研究を実施したが、そこでは感情がもつ刑法的意味の解明に焦点を絞り、マーサ・ヌスバウムの『感情と法』で展開されている議論を、神経科学・哲学・刑法学の観点から検討することにした。その結果、明らかになったことは、以下通りである。裁判員裁判において法の専門知を持たない裁判員は、感情に導かれながら法的判断を下す傾向性を示すが、嫌悪にもとづく判断は法的判断として妥当性を欠く。というのも、嫌悪を伴う対人認知は、知覚対象を人格とはみなさない脱人格化作用をもつためである。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to investigate a wide range of naturalistic theories on person found in the recent philosophical literature, and to clarify their significance in the criminal law. After doing preliminary survey, we decided to concentrate on investigating the significance of emotion in criminal law. Recently, Martha C. Nussbaum, together with Dan M. Kahn, has developed a theory of emotion-based criminal judgment. Therefore, we tried to answer the above research question through interpretation of their theory of criminal judgment. The following is the result of our research. To make their own judicial decisions, lay judges in criminal courts tend to rely heavily on moral intuitions that are often driven by emotions, due to the lack of judicial expertise. However, disgust-driven judgments, which lay judges may sometimes make, must be seen to be inappropriate, because of the dehumanizing effect accompanying disgust.

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：哲学・倫理学

キーワード：哲学 倫理学 刑法学 神経科学

### 1. 研究開始当初の背景

(1) 人格とは、自らが下した意思決定に基づいて意図的に行為し、その行為の責任を負う行為主体のことであるが、このような人格としての人間を支えるのは自己意識と意思決定能力であり、これらが人格の主要な構成要素である。現代の法や実践も、人間が帰責可能な人格であるという前提に基づいている。ところが、近年、人格を支える意志や自己意識を、自然科学的手法、特に神経科学的手法によって探究しようとする試みが多くなされ、その結果、これらが、その神経基盤が明らかにされることで脳過程に還元されたり、あるいは自由意志概念の無効性が主張されたりするようになった。このような神経科学に基づく人格の自然化の影響を受けて、意図的行為や責任、自我についての自然主義的な哲学的モデルが提案され、その妥当性が検討されている。このような自然科学や哲学における人格の自然化の試みは、倫理学や法学など哲学の隣接分野でも注目を集めている。

(2) 刑法学の伝統的においては、古典学派(旧派)と近代派(新派)が区別される。旧派における責任概念は道義的責任論として展開され、そこでは刑事責任の前提として自由意志の存在が要請されるのに対して、新派は社会防衛の観点から刑罰が正当化されるので、責任概念の基礎に自由意志は必ずしも必要ではないとされることが多い(社会的責任論)。とはいえ、社会的責任論を擁護する論者においても、刑罰と行為者の意志との関連性は解明されるべきテーマと見なされる。したがって自由意志や人格といったが概念の自然化は刑罰をいかにして正当化するのかという刑法学上の問題に対して重大な意味があると認識され、日本でも自由意志の自然化と責任論や刑罰論との関連については、議論が始まっている。

### 2. 研究の目的

(1) 本研究の第一の目的は神経哲学において議論されてきた自然主義的な人格概念を幅広く調査し、その刑法学的意義を明らかにすることである。

(2) 本研究の第二の目的は、脳神経倫理学や刑法学への波及効果を狙いながら、神経哲学理論を日本で定着させることである。

### 3. 研究の方法

(1) この研究は、哲学・倫理学領域としては、神経哲学(Neurophilosophy)や脳神経倫理学(Neuroethics)に分類される。神経哲学とは神経科学上の知見を生かした自然主義的な心の哲学のことであるが、この分野には、英米圏ではすでにリーディングスやハンドブックが出版されるほどの研究蓄積がみられる。他方、今世紀に入ってから、神経科学上の知見や先端技術が医療現場や社会生活に

及ぼす影響を倫理的観点から評価し、倫理的・政策的対応を検討する学問領域として、脳神経倫理学が研究され始めた。自由意志や人格は、研究テーマとしては神経哲学と脳神経倫理学の接点に位置する。そこで、神経哲学、脳神経倫理学という二つの分野での研究蓄積を参照し、さらに神経科学や心理学、刑法学の知見を融合させながら、研究を進めることにした。

### 4. 研究成果

(1) 本研究を開始したのは、東日本大震災の発生直後の平成23年4月であり、震災やその後の日本社会の動向は、本研究を進める方針に対して、再考を迫るものだった。長期的に見れば、行動選択や意思決定に関する神経科学研究が自由意志概念に対して大きな影響を与えることは予測されたものの、現在の日本社会の中で特に取り上げる意味があるテーマだとは考えられなかった。そこで、神経科学研究と刑法学との接点に立つ研究テーマの中で、現代の日本社会の動向を理解する上で重要性をもつものをあらためて探し出すことから、研究を開始した。

(2) 検討の過程で大きくクローズアップしてきたのが、人権、尊厳である。東日本大震災後、被災者の方たちが行政府や社会から受ける扱いは、しばしば、その方たちの尊厳を尊重しないものであるように見えた。また、法が果たす重要な役割の一つは人権を守ることである。そこで、人権を研究のテーマとすることにし、心理学・心の哲学と刑法学の両方を視野に入れつつ、人権について考察しているヌスバウムの法哲学に関する著作や論文を分析対象とすることにした。ヌスバウムは、刑法学者のダン・カハんとともに執筆した論文「刑法における二つの感情概念」(1996)と、著書『感情と法』(2004)において感情に基づく刑法判断の理論を体系的に議論している。このヌスバウムによる法的判断の議論の解釈が本研究にとって重要な手掛かりとなった。また、人権との関わりの点で、嫌悪に基づく法的判断をヌスバウムは問題視している。そこで、ヌスバウムの議論の解釈と平行して、嫌悪に関する心理学や脳神経科学文献の調査を実施した。

(3) 嫌悪と道徳的判断との関わりに関する心理学、脳神経科学の知見で特に重要なのは、以下の点である。まず、心理学は嫌悪に基づく道徳的判断が、道徳とは無関係な身体状態や環境からの影響を受けやすいことを明らかにしてきた。不道徳な過去の思い出を想起すると、身体に対する汚れを感じてクレンジング製品(シャワージェル、消毒薬など)がほしくなる。ここで、手を洗うと、自分が過去におこなった不道徳な行いに対する罪悪感が低下する。異臭スプレーや部屋の汚れによって嫌悪が引き起こされた状況において

は不道徳だとみなされることがある行為（例えば、いとことの性行為）に対して下す道徳的評価は厳しくなり、嫌悪が苦味によって引き起こされた人が下す道徳的判断は、とくにその人が保守的な政治信条を持っている場合に、より不寛容になる。これらの知見は嫌悪に導かれた道徳的判断が道徳とは無関係な要因の影響を受けて歪むことがあることを示唆する。

(4) 神経科学研究で得られ知見は以下の通りである。麻薬中毒者やホームレスは、社会の一般的な構成員から見て極端な外集団をなす。こういった人々を一般の人々が嫌悪をもって見やる時に、知覚者は相手を人としては知覚していない可能性がある。フィスクらが、プリンストン大学の学生を被験者とし、機能的磁気共鳴画像法を用いて行った実験により明らかにしたのは、オリンピック選手、ビジネス成功者、高齢者、障害者といった人々の写真を被験者が知覚する場合、内側前頭前野の活動が高まるのに対して、麻薬中毒者やホームレスの写真を嫌悪しつつ知覚する時には、内側前頭前野の活動の高まりが観察されなかったことである。フィスクらは、内側前頭前野が知覚対象を人として認識する機能を担っていると想定し、嫌悪を伴う知覚に特徴的な脳活動が、被験者が麻薬中毒者やホームレスを人ではない何か事物のようなものとして知覚していたことを示唆すると解釈する。そして、この嫌悪に特有の知覚を「脱人格化された知覚」(dehumanized perception)と呼ぶ。

(5) これらの心理学や神経科学の研究から明らかになったのは、嫌悪に基づく道徳的判断は、単に不合理であるだけでなく、人間を対象とするときに、それを人格とは認識しない、誤った知覚に基づく誤った判断である可能性である。ただ、嫌悪に基づく道徳的判断が日本の法制度でどのような扱いを受けべきかについては、日本の刑法学の理論構成を視野に入れる必要がある。

(6) ヌスバウムが展開している感情に基づく法的判断の議論が、日本の法制度においてどのような意義を持つのかは、ただちに明らかではない。とくのも、ヌスバウムは英米法の伝統の中で議論を展開しているに対して、日本の刑法学はドイツ刑法の影響を強く受けているからである。したがって、ヌスバウムの理論は、日本における刑法学の議論にただちに移入できるわけではない。また、日本の刑法では、感情に対して積極的立論を行ってこなかったこともある。そこで、感情に基づく法的判断の理論を、裁判員裁判において裁判員が下す判断を説明するモデルとして解釈することを試みた。実際、裁判員が下す法的判断の心理学研究が示唆するところでは、裁判員はしばしば感情にとらわれて、妥

当でない判断を下す傾向をしばしば示すのである。

(7) 裁判員裁判においては、職業的裁判官は法的専門家であり、裁判員は法に関しては非専門家である。つまり、裁判員裁判は、法に関する専門家と非専門家が合議によって意思決定を行う場である。ここで、専門家が法的判断を下す根拠は刑法理論にあるのに対して、非専門家が非専門家として下す法的判断が、どのような場合に妥当であるのかは知られていなかった。この点に関し、ヌスバウムによる理論は、社会の中で共有されている良識に対応しながら、それをより洗練させた常識的価値観を身につけた良識ある人(reasonable man)を想定し、その良識ある人ならば下すだろう判断が、法的判断の基準を与えるとす。嫌悪は、このような良識ある人がもつべき感情ではないのである。

(8) 科学技術社会論において主流となっている考え方は、不確実性の高い科学技術を社会において使用する際には、科学技術の専門家と、一般市民のような非専門家が双方向のコミュニケーションを行い、合意形成をはかるべきであるとされる。ただ、一般市民が下す判断が妥当であるのはどのような場合なのかに関しては、理論化が進んでいなかった。ヌスバウムによる、感情に基づく道徳的判断の理論は、非専門家がくだす規範的判断を説明する理論としても有力である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

### 〔雑誌論文〕(計3件)

原塑、刑法と感情 感情による法的判断の正当化、感情心理学研究、査読有、21巻2号、2014、49 - 54

DOI:10.4092/jsre.21.49

内海朋子、感情の刑法的保護について 序論、横浜法学、査読無、22巻3号、2014、205 - 220

内海朋子、マーサ・ヌスバウム『感情と法 現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』(2010年)を読む、横浜法学、査読無、22巻2号、2014、127 - 146

### 〔学会発表〕(計14件)

原塑、道徳心理学としての神経倫理学 道徳的感情としての嫌悪、国際ワークショップ 人文・社会科学と脳科学の連携に向けて、2014年2月20日、東北大学

内海朋子、マーサ・ヌスバウム『感情と法 現代アメリカ社会の政治的リベラリズム』について、刑法読書会、2013年11月2日、立命館大学

原塑、討議民主主義と市民参加、現代科

学技術論研究会、2013年9月14日、国士館大学、  
原 塑、脳神経科学と法 裁判員制度を例として、「尊厳概念のアクチュアリティ」ワークショップ、2013年9月8日、一橋大学  
原 塑、トランスサイエンスとは何か～ポスト 3.11 の科学コミュニケーション、科学コミュニケーション研究会、2013年7月23日、東京大学  
原 塑、ギャラガー&ザハヴィ『現象学的な心』、心の哲学から、自然主義研究会、2013年6月29日、一橋大学  
原 塑、感情に基づく法的判断の妥当性 罪刑法定主義と裁判員制度 、刑法読書会、2013年6月1日、立命館大学  
原 塑、刑法と感情 感情に基づく法的判断の健全性 、日本感情心理学会、2013年5月11日、東北大学  
原 塑、普通の人々の良識ある判断 スバウムにおける感情と刑法 、北日本哲学研究会、2013年1月13日、北海道大学  
原 塑、『存在と時間』のプラグマティズムの解釈から自然主義的解釈へ、研究会「ハイデガーと自然主義1」、東北大学、2012年9月17日、東北大学  
原 塑、刑法における嫌悪感情の役割と神経科学、認知哲学研究会、2012年7月28日、東京大学  
原 塑、トランス・サイエンスという概念と東日本大震災、2012年度科学技術社会論学会シンポジウム「東日本大震災をめぐるこれまでとこれから～問題の現在と将来、そのエビデンス～」、2012年6月16日、東京工業大学  
原 塑、刑法における嫌悪感の役割と神経科学 リーガル・モラリズムと嫌悪感 、刑法読書会、2012年2月4日、立命館大学  
原 塑、自然主義的現象学者としてのハイデガー、UTCPワークショップ「現象学の自然化」、2011年11月25日、東京大学

〔図書〕(計1件)

原 塑 他、新曜社、道徳の神経哲学：神経倫理からみた社会意識の形成、2012、183 - 217

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

原 塑 (HARA, Saku)  
東北大学・大学院文学研究科・准教授  
研究者番号：70463891

(2) 研究分担者

内海 朋子 (UTSUMI, Tomoko)  
横浜国立大学・国際社会科学研究科・准教授  
研究者番号：10365041

(3) 連携研究者

山本 愛実 (YAMAMOTO, Manami)  
玉川大学・脳科学研究所・研究員  
研究者番号：90534719